

## 悪質業者による架空の債権の請求に御注意ください

悪質な業者が、当社と同一の社名や社名の一部を名乗り、「債権回収の委任を受けた」などとして、架空の債権を請求するケースについての相談・情報が寄せられています。

○当社では、仮想通貨に関する債権は取扱っておりません。

### 【手口の詳細】

- ・当社の名を騙り、債権者よりビットコインの運営手数料の回収を依頼されたとし、支払を求めてきたり、個人情報を聞き出そうとする
- ・当社の名を騙り、仮想通貨の資産運用に関する月会費が未納であるとして、支払を求めてくる
- ・当社の名を騙り、仮想通貨サイトへの登録費用の支払を求めてくる

○当社では、インターネットの副業サイトに関する債権は取扱っておりません。

### 【手口の詳細】

- ・当社の名を騙り、過去に副業サイトに登録された情報がもとで取引先に損害がでたとして、その損害金の支払いを求めてくる
- 当社では、インターネットの動画視聴料等の債権は取扱っておりません。
- 当社では、振込先に個人名義の口座を指定することはございません。

このような案件につきましては随時、警視庁麹町警察署へ届出を行っております。

万一、上記のような心あたりのない不審な請求を受けた場合は、当社にお問い合わせいただくとともに、被害の有無にかかわらず、最寄りの警察署や消費生活センターへご相談ください。

(お問い合わせ先)

苦情相談窓口 TEL03-6870-6854 (受付時間：平日 9：00～18：00)

※以下のホームページについてもご参照ください。

法務省ホームページ

「債権回収会社と類似の名前をかたった業者による架空の債権の請求に御注意ください」([法務省のホームページへ](#) >>)

警視庁ホームページ

「特殊詐欺(振り込め詐欺等)」([警視庁のホームページへ](#) >>)

「情報セキュリティ広場」([警視庁のホームページへ](#) >>)